

新旧対照表

千葉県肝炎医療コーディネーターの養成及び活用に関する実施要領

改正後	現行
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(コーディネーターの活動状況の報告)</p> <p>第3条 要綱第7条に定める報告は、「千葉県肝炎医療コーディネーター活動実施状況報告書」(様式4) 又は ちば電子申請サービスのアンケート様式によるものとする。</p> <p>第4条 (中略)</p> <p>附 則 この要領は、平成29年9月6日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和4年6月20日から施行する。</p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(コーディネーターの活動状況の報告)</p> <p>第3条 要綱第7条に定める報告は、「千葉県肝炎医療コーディネーター活動実施状況報告書」(様式4) によるものとする。</p> <p>第4条 (中略)</p> <p>附 則 この要領は、平成29年9月6日から施行する。</p>